

岩手県告示第439号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の8第2項の規定により、指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定の業務を行う事務所（以下「事務所」という。）の所在地の変更について次のとおり届出があった。

令和2年7月3日

岩手県知事 達 増 拓 也

指定構造計算適合性判定機関の名称	変更事項	内 容		変更年月日
		変更前	変更後	
株式会社建築構造センター	事務所の所在地	神奈川県横浜市西区北幸二丁目3番19号 日総第8ビル8階	神奈川県横浜市西区高島二丁目12番6号 崎陽軒ビル ヨコハマ・ジャスト1号館7階	令和2年7月13日